

アーティスト活動再開支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 アーティスト活動再開支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、文化芸術による賑わいを創出するとともに、県民の鑑賞機会を確保するため、コロナ禍で制限されていた県内アーティストの活動を支援することを目的とし、これに要する経費について、予算の範囲内で補助する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 個人の場合 県内出身又は県内に居住したことがあり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - ア 平成30年4月1日から令和3年9月30日までの間（以下「選考期間」という。）において、不特定多数の観客に対し有料の舞台公演又は作品展示会を主催した実績が2回以上あること。
 - イ 選考期間において、舞台公演又は作品展示会を主催した実績が2回以上あり、かつ、教養技能の教授業による収入があること。
 - ウ 選考期間において、舞台公演又は作品展示会を主催した実績が2回以上あり、かつ、指定・登録されている無形文化財又は無形民俗文化財の保護・継承を行っていること。
- (2) 法人（令和2年9月30日以前に設立されたものに限る。）の場合 代表者が県内出身であり、又はその事務所等の住所が県内に所在し、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - ア 定款、規約等において当該法人の目的が舞台公演、作品展示会その他の文化芸術活動に直接携わることが規定され、かつ、選考期間において、不特定多数の観客に対し有料の舞台公演又は作品展示会を主催した実績が2回以上あること。
 - イ 選考期間において、舞台公演又は作品展示会を主催した実績が2回以上あり、かつ、教養技能の教授業を実施する法人であること。
 - ウ 選考期間において、舞台公演又は作品展示会を主催した実績が2回以上あり、かつ、指定・登録されている無形文化財又は無形民俗文化財の保護・継承を行っていること。
- (3) 法人以外の団体（令和2年9月30日以前に設立されたものに限る。）の場合、前号の規定を準用するほか、次の全てを満たすこと。
 - ア 団体としての組織性を有していること。
 - イ 多数決の原則により運営がなされていること。
 - ウ 構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること。
 - エ その組織についての代表の方法、総会の運営、財産管理その団体としての主

要な点が確定していること。

(補助対象施設)

第4条 補助対象施設（以下「対象施設」という。）は、次の各号に該当するものとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定される「性風俗関連特殊営業」に該当する施設については、対象としない。

(1) 劇場、ホール、ライブハウス等（屋外施設を除く。） 県内の劇場、ホール、ライブハウスその他の演劇、公演を行う施設であって、次のアからイまでの全てに該当する施設

ア 募集要項公開時に利用料金が明示されていること。

イ 収容人数が1,000人程度までであること。

ウ 山梨県新型コロナウイルス感染症拡大への協力要請を遵守する施設であること。

(2) 展示施設等 県内の美術館、ギャラリーその他展示を行う施設であって、次のアからウまでの全てに該当する施設

ア 募集要項公開時に利用料金が明示されていること。

イ 展示スペースの床面積が750㎡未満であること。

ウ 山梨県新型コロナウイルス感染症拡大防止への協力要請を遵守する施設であること。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に規定する施設において実施される、不特定多数を対象とした舞台公演又は作品展示会で、次の各号の要件を全て満たすものとする。

(1) 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条までに規定する文化芸術のうち舞台公演又は作品展示会を行う事業

(2) 知事が別に定める期間に応募を受け付けた事業

(3) 山梨県内において実施する事業

(4) 山梨県新型コロナウイルス感染症拡大への協力要請を遵守して行われる事業

(5) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有するものでない事業

(6) 公序良俗に反するものでない事業

(7) 第三者の著作権、肖像権、商標権その他権利を侵害しない事業

(8) その他、法令等に違反しない事業

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を行うために必要な施設の使用料等及び抗原検査キット購入その他検査に必要な物品に要する経費とし、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言の発令等により自治体から要請を受けて中止し、又は延期した場合のキャンセル料を含むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国及び他の地方公共団体から同事業を行うために補助を受けた場合は、補助対象経費としない。

(補助率等)

第7条 補助対象事業毎の補助対象経費、補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定による補助金の限度額の算定に当たっては、過去においてこの要綱又は旧アーティスト活動再開支援事業費補助金交付要綱(令和3年12月15日に施行し、令和4年3月31日限りで失効した要綱をいう。)に基づき補助金の交付を受けている場合にあっては、当該交付を受けた補助金の額を合算して適用するものとする。

(補助対象事業実施期間)

第8条 補助対象事業実施期間(以下「事業実施期間」という。)は、交付決定の時期に関わらず、令和4年4月1日から令和5年2月28日までとする。

(補助金交付の申請)

第9条 この補助金の交付を受けようとする者は、アーティスト活動再開支援事業費補助金に係る交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金交付の決定)

第10条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、アーティスト活動再開支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により速やかに通知するものとする。この場合において、知事は、必要に応じて、審査を行うために参考となる資料の提出を求めることができる。

2 知事は、前条第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除額を減額して交付決定するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第11条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助対象事業の内容又は経費の配分の変更)

第12条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめアーティスト活動再開支援事業費補助金に係る変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費において、20%以内の経費の配分の変更又は補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

2 知事は、前項を承認する場合において、必要に応じ内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助対象事業の中止又は廃止）

第13条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、アーティスト活動再開支援事業費補助金に係る中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助対象事業遅延等の報告）

第14条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかにアーティスト活動再開支援事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書（様式第5号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第15条 補助事業者は、補助対象事業の遂行状況について知事が報告を求めたときは、アーティスト活動再開支援事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受けたときは、報告書の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

（実績報告）

第16条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき若しくは前条の規定による廃止の承認を受けたときはその日から起算して14日を経過した日又は令和5年3月7日のいずれか早い期日までにアーティスト活動再開支援事業費補助金に係る実績報告書（様式第7号）を知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定等）

第17条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内

に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年10・95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

第18条 補助金は、補助対象事業完了後、実績報告書に基づき当該補助金額を確定し交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により、補助金の精算払いを受けようとするときは、アーティスト活動再開支援事業費補助金精算払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、補助対象事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、アーティスト活動再開支援事業費補助金に係る消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第9号)により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整備)

第20条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理についてその収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(決定の取り消し)

第21条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると判明したときは、第10条又は第12条による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が補助金の申請時に第3条に該当しないことが判明したとき。

(2) 申請書類、実績報告等の内容に虚偽があることが判明したとき。

(3) 補助対象事業が当該支援対象期間中に完了しないことが判明したとき。

(4) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付決定を受けたとき。

(5) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。

(6) 補助対象事業の実施に際し法令に違反したとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の支給が不相当と知事が認めるとき。

2 前項の規定は、第17条の規定に基づき支給すべき補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。

3 知事は、感染症拡大防止等のため、補助対象事業を実施しないことが適当であると認めるときは、第10条又は第12条による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第22条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業者に対して既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を請求することができる。

(申請等の特例)

第23条 この要綱による改正後のアーティスト活動再開支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第9条の規定にかかわらず、令和4年10月1日から令和5年2月15日までに補助対象事業を実施した補助対象者は、アーティスト活動再開支援事業費補助金に係る交付申請書及び実績報告書（様式第1-1号）に関係書類を添えて別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に定める書類の提出があった場合には、補助金交付の決定及び額の確定等を合わせて行うものとする。
- 3 交付要綱第10条及び第17条の規定は、補助金交付の決定及び額の確定等を行う場合について準用する。

（雑則）

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年2月6日から施行する。

別 表

補助対象事業	補助対象経費		補助対象者	補助率	補助限度額
	経費	内容			
舞台公演の開催に係る事業	需用費	抗原検査キット購入費等	第3条に該当する者	補助対象経費の10分の10	36万円
	使用料及び賃借料	施設使用料、設備器具使用料	① ②以外のもの	補助対象経費の10分の10	100万円
			② 第3条第1号アに該当する者にあつては文化芸能活動に係る収入について、同号イに該当する者にあつては教養技能の教授業に係る収入について、それぞれ確定申告をしていない者	補助対象経費の2分の1	50万円
作品展示会の開催に係る事業	需用費	抗原検査キット購入費等	第3条に該当する者	補助対象経費の10分の10	36万円
	使用料及び賃借料	施設使用料、設備器具使用料	① ②以外のもの	補助対象経費の10分の10	30万円
			② 第3条第1号アに該当する者にあつては文化芸能活動に係る収入について、同号イに該当する者にあつては教養技能の教授業に係る収入について、それぞれ確定申告をしていない者	補助対象経費の2分の1	15万円

備考 補助対象経費に円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。